

**長野県告示第467号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成25年9月12日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社青木石油店	長野県長野市安茂里小市1丁目13番1号	平成25年9月4日
有限会社安藤石油商会	長野県松本市波田5575番地2	平成25年9月4日
有限会社高木商店	長野県中野市西2丁目7番14	平成25年9月4日

税務課

長野県告示第468号

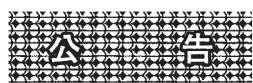
事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の6の(2)の規定により、平成25年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成25年9月12日

長野県知事 阿部 守一

信州農業6次産業化推進事業補助金交付要綱（平成25年8月19日付け25農政マ第82号農政部長通知）の規定に基づく信州農業6次産業化推進事業推進補助金（支援体制整備事業に係るもの）を除く。）

行政改革課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年9月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年9月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人春の小川
- 3 代表者の氏名
西 牧 千恵子
- 4 主たる事務所の所在地
塩尻市大門六番町4番35号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、一人の人間として尊重され、地域において自律した暮らしをしたいと願う、障害をお持ちの方たちのために、地域での自律生活を支援する事業を通じ、だれでも普通に地域で生活できる社会を実現し、市民がより豊かな地域社会を築いていくことに貢献することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年9月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年9月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たつの介護センター
- 3 代表者の氏名
斎木 雄一
- 4 主たる事務所の所在地
上伊那郡辰野町大字伊那富2842番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、訪問介護等や居宅介護支援事業及び福祉用具貸出等、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、高齢者や障害者などへの給食サービス、移送サービス、連絡網事業、それらに係る人材の育成事業等を行い、福祉サービスや保健医療サービスの増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年9月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年9月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人諏訪市セーリング協会
- 3 代表者の氏名
横山 真
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪市沖田町二丁目43番地2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、諏訪湖を利用してセーリングスポーツを親しむ人々、あるいはこれから同スポーツに参加しようとする人々等に対

し、同スポーツへ参加する機会を与えるとともに継続的な活動を行うための支援に関する事業等を行い、セーリングスポーツの普及・振興と、安全知識の普及に寄与とともに、活動への参加を通して諏訪湖の環境保全や環境整備に関する意識啓発を行うことを目的とする。

県民協働・NPO課

構築し福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年9月12日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成25年9月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コンプタ・キュリア

3 代表者の氏名

下里初仔

4 主たる事務所の所在地

安曇野市堀金鳥川2074番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障害をもった高齢者とその生活を支えている家族に対し、適切な介護と生活支援を地域と連携をとりながら行う。また、住み慣れた地域の中で安心して楽しく生活できる地域づくりの発信地として様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年9月12日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成25年9月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者サポートクラブゆめ

3 代表者の氏名

岸本利之

4 主たる事務所の所在地

須坂市望岳台10番地の9

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者と高齢者、そしてその人たちに係わる人達及び地域の人達に対し、スポーツ活動、余暇活動、文化活動、研修会、講習会、広報活動等を実施し、生活に必要な支援体制を

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年9月12日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム梓川店

松本市梓川倭2162-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市東富田88-2

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

	変更前	変更後
株式会社カインズ	午前10時	午前6時30分 (資材館のみ)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後8時30分	午前6時から午後8時30分

4 変更年月日

平成25年9月1日

5 届出年月日

平成25年8月28日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年9月12日から平成26年1月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月12日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

河川占用許可台帳システム開発業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

着手日から平成26年3月10日まで

(4) 履行場所

仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年間に国又は地方公共団体の委託を受けて、各種台帳システム開発業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部河川課

電話 026 (235) 7308

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月27日（金）午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎404号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年9月24日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年9月26日（木）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月12日

長野県飯田建設事務所長 山岸 劍

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの水力発電設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月10日まで

(4) 履行場所

飯田市上飯田 松川ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

- う。) 第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に同種の発電設備の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先
長野県飯田市追手町2丁目678
長野県飯田建設事務所 総務課
電話 0265(53)0449
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年9月25日(水) 午後2時
イ 場所 長野県飯田合同庁舎 502号会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年9月19日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年9月24日(火)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月12日

長野県須坂建設事務所長 塩入信一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
ダムの取水及び低水放流設備点検業務
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期限
契約締結の日から起算して90日を経過する日
- (4) 履行場所
須坂市 豊丘ダム
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に同種の取水及び放流設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

須坂市大字須坂字中縄手1699-11
長野県須坂建設事務所 総務課
電話 026(245)1670

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年9月26日(木) 午後2時

イ 場所 長野県須坂建設事務所 2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年9月19日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年9月25日(水)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月12日

長野県長野建設事務所長 小林睦夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの予備発電設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期限

契約締結の日から起算して60日を経過する日

(4) 履行場所

長野市小鍋 裕花ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100

に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種の予備発電設備の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026(234)9537

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月26日(木) 午前9時30分

イ 場所 長野県長野合同庁舎 201会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年9月19日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年9月25日(水)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月12日

長野県長野建設事務所長 小林睦夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの予備発電設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期限

契約締結の日から起算して60日を経過する日

(4) 履行場所

長野市鬼無里 奥裾花ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種の予備発電設備の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野南町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026 (234) 9537

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月26日（木）午前10時

イ 場所 長野県長野合同庁舎 201会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年9月19日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年9月25日（水）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり行います。

平成25年9月12日

長野県公安委員会

1 講習の実施日、実施時間及び実施場所

(1) 実施日

平成25年11月11日（月）から平成25年11月14日（木）まで

(2) 実施時間

午前9時から午後5時まで

(3) 実施場所

千曲市大字磯部1144-4 地方職員共済組合戸倉保養所名月莊

2 受講定員

40人

3 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(イ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成25年10月11日（金）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して、10月21日（月）から10月25日（金）までの間に提出してください。

ア 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真（受講申込書に貼付） 1枚

イ 代理人が受講申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 講習手数料

講習手数料（38,000円）は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

5 その他

(1) 受講申込書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課